

川越市学校施設使用規則の一部改正（案）に対する 意見公募手続きの結果について

1 意見公募手続きの概要

(1) 閲覧・募集期間

令和8年1月19日から令和8年2月17日まで（30日間）

(2) 閲覧場所

スポーツ振興課（本庁舎5階）、市民センター、川越駅西口連絡所

(3) 意見を提出できる者

市内在住・在勤・在学または利害関係の有る者

(4) 意見の提出方法

閲覧場所で配布する意見用紙に必要事項を明記し、スポーツ振興課まで
(市ウェブサイトから電子申請、直接持参、郵送、FAX)

2 意見公募手続きの結果

(1) 意見提出者数 1名

(2) 意見件数 1件

3 意見の概要と市の考え方

提出された御意見とそれに対する本市の考え方は、次のとおりです。

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>市街地は公園が無いため子どもたちが道でボール遊びをされていて危険。観光客を巻き込む恐れもある。</p> <p>市街地の学校は子供たちの安全のためにグラウンドを学校生活に支障のない範囲で常時開放を義務付け、市民が占有利用したい場合のみ有料学校施設、開放学校施設の利用許可書を提出させる方式にするのはどうか。</p>	<p>この度は、貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>おっしゃる通り、他の自治体の中には、小学校の校庭を子どもの遊び場として開放しているという取組を行っているところもございます。</p> <p>頂いたご意見につきましては、今後の見直しを行っていく中で、参考とさせていただきます。</p>